

表 パッケージ甘味飲料のグレードと表示、広告の義務の有無

グレード	A	B	C	D
表示の色	濃い緑	緑	オレンジ	赤
表示の義務の有無	無	無	有	有
広告の規制の有無	無	無	無	有
砂糖含有量（100ミリリットル当たり）	1グラム以下、または無糖	1～5グラム以下	5～10グラム以下	10グラムを上回る量
飽和脂肪酸量（100ミリリットル当たり）	0.7グラム以下	1.2グラム以下	2.8グラム以下	2.8グラムを上回る量
飲料の例：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水</li> <li>・無糖茶</li> <li>・スキムミルク</li> <li>・植物性ミルク（甘味料なし）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低脂肪牛乳</li> <li>・ダイエット飲料</li> <li>・砂糖・ミルク入り飲料（低糖・低脂肪）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フル・ファットミルク（脂肪分の高い牛乳）</li> <li>・フレーバーミルク（甘味入り牛乳）</li> <li>・砂糖・ミルク入り飲料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清涼飲料水</li> <li>・エネルギー飲料</li> <li>・果汁100%ジュース</li> <li>・甘味飲料</li> <li>・砂糖・ミルク飲料(高脂肪)</li> </ul>

(注) グレードは、砂糖含有量か、飽和脂肪酸量のいずれが多い方で判断される。例えば砂糖の含有量が100ミリリットル当たり1グラム以下であっても、飽和脂肪酸量が同2.8グラム超の場合は「D」となる。

(出所) 保健省発表、「ストレーツ・タイムズ」紙